

東京都既存非住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱 新旧対照表 (抄)

改正案	現行
<p>東京都既存非住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 4都市建企第 1114 号 令和 5 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;"><u>最終改正 6 都市建企第 200 号</u> <u>令和 6 年 7 月 24 日</u></p> <p>第 1 条から第 4 条まで (現行のとおり)</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第 5 条 補助金の交付対象者 (以下「補助対象者」という。)は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 都内で所有する非住宅において、前条第 1 項の補助事業を実施する者であって、次のいずれかに該当する者</p> <p style="padding-left: 2em;">アからカまで (現行のとおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">キ アからカまでに準ずるものとして<b>知事</b>が適当と認める者</p> <p>二 (現行のとおり)</p> <p>2 及び 3 (現行のとおり)</p> <p>(補助対象期間)</p> <p>第 6 条 補助金の交付対象期間は、交付決定の日から当該補助事業が全て終了した日又は当該会計年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までとする。ただし、当該補助事業の工事期間が 2 か年度以上で、第 <b>10</b> 条に規定する一括設計審査 (全体設計) の承認を受けている場合 (第 13 条に規定する変更承認を含む。) は、「当該会計年度」とあるのは「一括設計審査 (全体設計) 承認を受けた最終会計年度」と読み替えるものとする。</p>	<p>東京都既存非住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 4 都市建企第 1114 号 令和 5 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;"><u>最終改正 5 都市建企第 166 号</u> <u>令和 5 年 5 月 29 日</u></p> <p>第 1 条から第 4 条まで (略)</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第 5 条 補助金の交付対象者 (以下「補助対象者」という。)は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 都内で所有する非住宅において、前条第 1 項の補助事業を実施する者であって、次のいずれかに該当する者</p> <p style="padding-left: 2em;">アからカまで (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">キ アからカまでに準ずるものとして<b>都</b>が適当と認める者</p> <p>二 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(補助対象期間)</p> <p>第 6 条 補助金の交付対象期間は、交付決定の日から当該補助事業が全て終了した日又は当該会計年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までとする。ただし、当該補助事業の工事期間が 2 か年度以上で、第 <b>11</b> 条に規定する一括設計審査 (全体設計) の承認を受けている場合 (第 13 条に規定する変更承認を含む。) は、「当該会計年度」とあるのは「一括設計審査 (全体設計) 承認を受けた最終会計年度」と読み替えるものとする。</p>

第7条 (現行のとおり)

(補助金の交付額)

第8条 都は、予算の範囲内において、第5条第1項第1号に該当する補助対象者に対して、次の各号に定める金額を上限として補助することができる。ただし、当該額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる。

一 前条第1号及び第2号

別表1の区分(一)又は(二)の(い)欄に掲げる額

二 前条第3号

別表1の区分(三)の(い)欄又は(ろ)欄に掲げる額のいずれか低い額

2 都は、予算の範囲内において、第5条第1項第2号に該当する補助対象者に対して、次の各号に定める金額を上限として補助することができる。ただし、当該額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる。

一 前条第1号及び第2号

別表2の区分(一)又は(二)の(い)欄に掲げる額であって、国の補助額を超えない額

二 前条第3号

別表2の区分(三)の(い)欄又は(ろ)欄に掲げる額のいずれか低い額であって、国の補助額を超えない額

第9条 (現行のとおり)

(一括設計審査(全体設計)の承認)

第10条 第4条第1項各号に掲げる事業に係る補助金の交付を受けようとする者で、補助対象事業が2か年度以上にわたる場合には、初年度の補助金の交付申請の際に、当該補助対象事業に係る費用の総額、補助対象事業の完了の予定日その他必要な事項について、一括設計審査(全体設計)申請書(別記第2号様式。区市町村の場合は別記第2号様式の2)に必要な書類

第7条 (略)

(補助金の交付額)

第8条 都は、予算の範囲内において、第5条第1項第1号に該当する補助対象者に対して、次の各号に定める金額を上限として補助することができる。ただし、当該額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる。

一 前条第1項第1号及び第2号

別表1の区分(一)又は(二)の(い)欄に掲げる額

二 前条第1項第3号

別表1の区分(三)の(い)欄又は(ろ)欄に掲げる額のいずれか低い額

2 都は、予算の範囲内において、第5条第1項第2号に該当する補助対象者に対して、次の各号に定める金額を上限として補助することができる。ただし、当該額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる。

一 前条第1項第1号及び第2号

別表2の区分(一)又は(二)の(い)欄に掲げる額であって国の補助額を超えない額

二 前条第1項第3号

別表2の区分(三)の(い)欄又は(ろ)欄に掲げる額のいずれか低い額であって、国の補助額を超えない額

第9条 (略)

(補助金の交付決定等)

第10条 知事は、前条第1項の規定による申請の内容を審査し、適当と認めた場合は補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(別記第2号様式。区市町村の場合は別記第2号様式の2)により申請者に通知する。

また、適当と認めない場合は補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書(別記第3号様式。区市町村の場合は別記第3号様式の2)

を添えて、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、  
適当と認めた場合は、承認することを決定し、  
一括設計審査（全体設計）承認通知書（別記第3号様式。  
区市町村の場合は別記第3号様式の2）により申請者に通知する。

また、適当と認めない場合は、承認しないことを決定し、  
一括設計審査（全体設計）不承認通知書（別記第4号様式。  
区市町村の場合は別記第4号様式の2）により申請者に通知する。

3 知事は、前項の承認の決定に当たり、必要がある場合は、  
条件を付することができる。

4 前3項の規定は、補助金の交付決定後において、  
当該年度に事業が完了せず事業の施行年度が2か年度以上  
にわたる場合においても適用する。

#### （補助金の交付決定等）

第11条 知事は、第9条第1項の規定による申請の内容を審査し、  
適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第5号様式。  
区市町村の場合は別記第5号様式の2）により申請者に通知する。

また、適当と認めない場合は、補助金の不交付を決定し、  
補助金不交付決定通知書（別記第6号様式。区市町村の場合は別記第6号様式の2）  
により申請者に通知する。

2 知事は、前項の補助金の交付決定に当たり、必要がある場合は、  
条件を付することができる。

3 知事は、交付決定に当たり、第9条第2項により当該補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額について減額して交付申請されたものは、これを審査し、適当と認めた場合は、当該消費税仕入控除税額を減額する。

4 知事は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において、精算減額又は変更を行うことを条件に付して交付決定を行う。

により申請者に通知する。

2 知事は、前項の補助金の交付決定に当たり、必要がある場合は、条件を付することができる。

3 知事は、交付決定に当たり、前条第2項により当該補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額について減額して交付申請されたものは、これを審査し、適当と認めた場合は、当該消費税仕入控除税額を減額する。

4 知事は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において、精算減額又は変更を行うことを条件に付して交付決定を行う。

#### （一括設計審査（全体設計）の承認）

第11条 第4条第1項第2号又は第3号に掲げる事業に係る補助金の交付を受けようとする者で、補助対象事業が2か年度以上にわたる場合には、初年度の補助金の交付申請の際に、当該補助対象事業に係る費用の総額、補助対象事業の完了の予定期日その他必要な事項について、一括設計審査（全体設計）申請書（別記第4号様式。区市町村の場合は別記第4号様式の2）に必要な書類を添えて知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、承認することを決定し、一括設計審査（全体設計）承認通知書（別記第5号様式。区市町村の場合は別記第5号様式の2）により申請者に通知する。

また、適当と認めない場合は承認しないことを決定し、一括設計審査（全体設計）不承認通知書（別記第6号様式。区市町村の場合は別記第6号様式の2）により申請者に通知する。

3 知事は、前項の承認の決定に当たり、必要が

(交付決定の変更)

第 12 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後において、補助金交付申請額等の変更が生じた場合は、速やかに補助金交付変更申請書（別記第 7 号様式。区市町村の場合は別記第 7 号様式の 2）に必要な書類を添えて知事に申請し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請内容を審査し、適当と認めた場合は、承認することを決定し、補助金交付変更承認通知書（別記第 8 号様式。区市町村の場合は別記第 8 号様式の 2）により補助事業者に通知する。

また、適当と認めない場合は、承認しないことを決定し、補助金交付変更不承認通知書（別記第 9 号様式。区市町村の場合は別記第 9 号様式の 2）により補助事業者に通知する。

3 （現行のとおり）

(一括設計審査（全体設計）の変更等)

第 13 条 第 10条第 2 項の規定により一括設計審査（全体設計）の承認を受けた者は、補助対象事業に係る費用の総額、補助対象事業の完了の予定期日等に変更が生じた場合又は補助事業を中止する場合は、速やかに一括設計審査（全体設計）変更・中止申請書（別記第 10 号様式。区市町村の場合は別記第 10 号様式の 2）を知事に申請し、承認を受けなければならない。ただし、第 14 条第 1 項第 1 号に該当するときは、この限

ある場合は、条件を付すことができる。

4 前 3 項の規定は、補助金の交付決定後において、当該年度に事業が完了せず事業の施行年度が 2 か年度以上にわたる場合においても適用する。

(交付決定の変更)

第 12 条 第 10条第 1 項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後において、補助金交付申請額等の変更が生じた場合、速やかに補助金交付変更申請書（別記第 7 号様式。区市町村の場合は別記第 7 号様式の 2）に必要な書類を添えて知事に申請し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請内容を審査し、適当と認めた場合は、承認することを決定し、補助金交付変更承認通知書（別記第 8 号様式。区市町村の場合は別記第 8 号様式の 2）により補助事業者に通知する。

また、適当と認めない場合は承認しないことを決定し、補助金交付変更不承認通知書（別記第 9 号様式。区市町村の場合は別記第 9 号様式の 2）により補助事業者に通知する。

3 （略）

(一括設計審査（全体設計）の変更等)

第 13 条 第 11条第 2 項の規定により一括設計審査（全体設計）の承認を受けた者は、補助対象事業に係る費用の総額、補助対象事業の完了の予定期日等について、当該承認の際における申請内容に変更が生じた場合又は事業を中止する場合は、速やかに一括設計審査（全体設計）変更・中止申請書（別記第 10 号様式。区市町村の場合は別記第 10 号様式の 2）を知事に申請し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な

りでない。

2 知事は、前項の規定による申請内容を審査し、適当と認めた場合は、承認することを決定し、一括設計審査（全体設計）変更・中止承認通知書（別記第 11 号様式。区市町村の場合は別記第 11 号様式の 2）により補助事業者に通知する。

また、適当と認めない場合は、承認しないことを決定し、一括設計審査（全体設計）変更・中止不承認通知書（別記第 12 号様式。区市町村の場合は別記第 12 号様式の 2）により補助事業者に通知する。

3 （現行のとおり）

（承認事項等）

第 14 条 補助事業者は、以下の各号に該当する場合は、あらかじめ知事に申請し、承認を受けなければならない。

一 補助事業の内容を変更しようとする場合で、交付決定額に変動が生じないとき。

二 補助事業を中止し、又は廃止する場合

2 補助事業者は、前項第 1 号に該当し承認を受けようとする場合は、内容等変更申請書（別記第 13 号様式。区市町村の場合は別記第 13 号様式の 2）に、前項第 2 号に該当し承認を受けようとする場合は、中止・廃止申請書（別記第 14 号様式。区市町村の場合は別記第 14 号様式の 2）に、必要な書類を添えて、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、承認することを決定し、承認通知書（別記第 15 号様式。区市町村の場合は別記第 15 号様式の 2）により補助事業者に通知する。

また、適当と認めない場合は、承認しないことを決定し、不承認通知書（別記第 16 号様式。区市町村の場合は別記第 16 号様式の 2）により

ものについては、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による申請内容を審査し、適当と認めた場合は、承認することを決定し、一括設計審査（全体設計）変更・中止承認通知書（別記第 11 号様式。区市町村の場合は別記第 11 号様式の 2）により補助事業者に通知する。

また、適当と認めない場合は承認しないことを決定し、一括設計審査（全体設計）変更・中止不承認通知書（別記第 12 号様式。区市町村の場合は別記第 12 号様式の 2）により補助事業者に通知する。

3 （略）

（申請の撤回）

第 14 条 補助事業者は、この補助金の交付決定内容又は付された条件に異議がある場合は、交付決定通知書を受領した日から 14 日以内に補助金の交付申請を撤回することができる。

補助事業者に通知する。

4 知事は、前項の承認の決定に当たり、必要がある場合は、条件を付すことができる。

(状況報告等)

第 15 条 知事は、必要があると認められる場合は、補助事業者に対し補助事業の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかにその理由、状況その他必要な事項を知事に報告しなければならない。この場合において、知事は当該補助事業者に対して適切な指示を行う。

3 前項の報告は、実施状況報告書（別記第 17 号様式。区市町村の場合は別記第 17 号様式の 2）により行うものとする。

(実績報告等)

第 16 条 補助事業者は、事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度の 3 月 15 日が到来したときは、完了実績報告書（別記第 18 号様式。区市町村の場合は別記第 18 号様式の 2）に必要な書類を添えて、速やかに知事に事業の実績を報告しなければならない。

(承認事項等)

第 15 条 補助事業者は、以下の各号に該当する場合は、あらかじめ知事に申請して承認を受けなければならない。

一 補助事業の内容を変更しようとする場合で、交付決定額に変動が生じないとき。

二 補助事業を中止し、又は廃止する場合

2 補助事業者は、前項第 1 号に該当し承認を受けようとする場合は、内容等変更申請書（別記第 13 号様式。区市町村の場合は別記第 13 号様式の 2）に、前項第 2 号に該当し承認を受けようとする場合は、中止・廃止申請書（別記第 14 号様式。区市町村の場合は別記第 14 号様式の 2）に、必要な書類を添えて知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、承認することを決定し、承認通知書（別記第 15 号様式。区市町村の場合は別記第 15 号様式の 2）により補助事業者  
に通知する。

また、適当と認めない場合は承認しないことを決定し、不承認通知書（別記第 16 号様式。区市町村の場合は別記第 16 号様式の 2）により補助事業者  
に通知する。

4 知事は、前項の承認の決定に当たり、必要がある場合は、条件を付すことができる。

(状況報告等)

第 16 条 知事は、必要があると認められる場合は、補助事業者に対し補助事業の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になっ

2 前項の報告に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、これを減額して完了実績報告書を提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 17 条 知事は、前条第 1 項の規定による完了実績報告書の提出を受け、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第 19 号様式。区市町村の場合は別記第 19 号様式の 2）により補助事業者に通知する。

2 知事は、金額の確定を行うに当たり、前条第 2 項の規定により当該補助金に係る消費税仕入控除額について減額して実績の報告がなされたものは、これを審査し、適当と認めた場合は、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第 1 項の金額の確定に当たり、必要がある場合は、条件を付すことができる。

(申請等の撤回)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る知事からの通知の内容又は付された条件に異議がある場合は、当該通知受領日から 14 日以内に申請等撤回届出書（第 20 号様式。区市町村の場合は別記第 20 号様式の 2）により、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項若しくは第 14 条第 2 項に基づく申請又は第 16 条に基づく完了実績報告を撤回することができる。

た場合は、速やかにその理由、状況その他必要な事項を知事に報告しなければならない。この場合において、知事は当該補助事業者に対して適切な指示を行う。

3 前項の報告は、実施状況報告書（別記第 17 号様式。区市町村の場合は別記第 17 号様式の 2）により行うものとする。

(実績報告等)

第 17 条 補助事業者は、事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度の 3 月 15 日が到来したときは、完了実績報告書（別記第 18 号様式。区市町村の場合は別記第 18 号様式の 2）に必要な書類を添えて速やかに知事に事業の実績を報告しなければならない。

2 前項の報告に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを減額して完了実績報告書を提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 18 条 知事は、前条第 1 項の規定による完了実績報告書の提出を受け、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第 19 号様式。区市町村の場合は別記第 19 号様式の 2）により補助事業者に通知する。

2 知事は、金額の確定を行うに当たり、前条第

<p>(是正措置)</p> <p>第 19 条 知事は、<u>第 17 条</u>の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び付した条件に適合しないと認める場合は、当該補助事業に適合させるための措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(補助金の請求及び交付)</p> <p>第 20 条 補助事業者は、<u>第 17 条</u>の規定による補助金の額の確定後、速やかに請求書（別記第 <u>21</u> 号様式。区市町村の場合は別記第 <u>21</u> 号様式の 2）等を知事に提出するものとする。</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)</p> <p>第 21 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書（別記第 <u>22</u> 号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は前項の提出を受けた場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都に返還させるものとする。</p> <p>(補助金の交付決定の取消し)</p> <p>第 22 条 知事は、補助事業者又は補助事業が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交</p>	<p><u>2 項の規定により当該補助金に係る消費税仕入控除額について減額して実績の報告がなされたものは、これを審査し、適当と認めた場合は、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。</u></p> <p><u>3 知事は、第 1 項の金額の確定に当たり、必要がある場合は、条件を付すことができる。</u></p> <p>(是正措置)</p> <p>第 19 条 知事は、<u>前</u>条の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び付した条件に適合しないと認める場合は、当該補助事業に適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(補助金の請求及び交付)</p> <p>第 20 条 補助事業者は、<u>第 18 条</u>の規定による補助金の額の確定後、速やかに請求書（別記第 <u>20</u> 号様式。区市町村の場合は別記第 <u>20</u> 号様式の 2）等を知事に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)</p> <p>第 21 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合、消費税仕入控除税額報告書（別記第 <u>21</u> 号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は前項の提出を受けた場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させるものとする。</p> <p>(補助金の交付決定の取消し)</p> <p>第 22 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部</p>
--	---

<p>付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>一から四まで (現行のとおり)</p> <p>五 第17条の規定により確定した交付すべき補助金の額が補助金の交付決定額に達しないとき。</p> <p>六 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。</p> <p>七 (現行のとおり)</p> <p>2 前項の規定は、第17条の規定により補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>第23条 (現行のとおり)</p> <p>(違約加算金及び延滞金)</p> <p>第24条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還命令を受けた場合は、当該命令に係る補助金の受領日から返還日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した違約加算金を納付するものとする。ただし、違約加算金額が100円未満の場合又は第22条第1項第2号、第5号若しくは第6号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>2 補助事業者は、補助金の返還命令を受け、返還期限の日までに返還しなかった場合は、返還期限の日の翌日から返還日までの日数に応じ、その未返還額につき年10.95%の割合で計算し</p>	<p>又は一部を取り消すことができる。</p> <p>一から四まで (略)</p> <p>五 第18条の規定により確定した交付すべき補助金の額が補助金の交付決定額に達しないとき。</p> <p>六 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助金の交付決定の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。</p> <p>七 (略)</p> <p>2 前項の規定は、第18条の規定により補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(違約加算金及び延滞金)</p> <p>第24条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還命令を受けた場合は、当該命令に係る補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した違約加算金を納付するものとする。ただし、算出後の額が100円未満の場合又は第22条第1項第2号、第5号若しくは第6号に該当するときはこの限りでない。</p> <p>2 補助事業者は、補助金の返還命令を受け、納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納</p>
---	--

た延滞金を納付するものとする。ただし、延滞金額が100円未満の場合は、この限りでない。

(違約加算金の計算)

第25条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合、補助事業者の返還した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、納付した違約加算金は当該返還を命じた補助金の未返還額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第26条 第24条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合で、返還を命じた補助金の未返還額の一部が返還されたときは、当該返還日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未返還額は、その返還額を控除した額とする。

第27条から第29条まで (現行のとおり)

(監督等)

第30条 知事は、補助事業者に対し、補助金の交付のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導若しくは助言を行うことができる。

第31条及び第32条 (現行のとおり)

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則(令和5年5月29日5都市建企第166号)  
この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附則(令和6年7月24日6都市建企第200号)  
この要綱は、令和6年7月24日から施行する。

付するものとする。ただし、算出後の額が100円未満の場合はこの限りでない。

(違約加算金の計算)

第25条 前条第1項の規定により加算金の納付を命じた場合、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第26条 第24条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合で、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

第27条から第29条まで (略)

(監督等)

第30条 知事は、補助事業者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導若しくは助言を行うことができる。

第31条及び第32条 (略)

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則(令和5年5月29日5都市建企第166号)  
この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(新設)